

## 《共済組合等が支給する年金のみを受給している方の場合》

給付金の支給対象となる年金受給者の方に対しては、6月上旬に送付された年金額改定通知書や証明書にてお知らせされています。

共済組合等の名称	対応状況
国家公務員共済組合連合会	年金額改定通知書の右下に「★」のマークを付すとともに、給付金に関するお知らせを同封
地方公務員共済組合・全国市町村職員共済組合連合会	年金額改定通知書に「障害等級」を記載するとともに、給付金に関するお知らせを同封
日本私立学校振興・共済事業団	年金額改定通知書とは別に、「障害年金障害等級証明書」（障害等級1級又は2級の障害年金受給者であることの証明書）と給付金に関するお知らせを送付

(注) 地方公務員共済組合が送付する年金額改定通知書は、地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合又は公立学校共済組合のいずれかの名称で送付されています。

### ＜支給対象か否かの確認方法＞

次に該当する場合は、給付金の支給対象者の可能性があります。

- ア 国家公務員共済組合連合会が送付する年金額改定通知書の右下に「★」のマークがある場合
- イ 地方公務員共済組合（地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、警察共済組合、東京都職員共済組合又は公立学校共済組合のいずれかの名称で送付されています）又は全国市町村職員共済組合連合会が送付する年金額改定通知書の「年金の種類」が「障害年金」又は「船員障害年金」であり、「障害等級」が「1級」又は「2級」である場合  
(注) 年金額改定通知書の「年金の種類」が「障害共済年金」であるものは、給付金の支給対象ではありません。
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団が送付する「障害年金障害等級証明書」がある場合

### ＜申請に必要な書類＞

本人確認書類等のコピーに加え、共済組合等が送付する年金額改定通知書又は証明書のコピーを添えて申請してください。

なお、申請書の際に、申請書B面の「①対象者の確認」の該当される方のお名前の右端にある「対象の給付金②」の欄に「○」印をお書入れください。